

議事日程（第3日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（北方町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例）  
(総務教育常任委員長報告)
- 第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度北方町一般会計補正予算（第5号））  
(総務教育常任委員長報告)
- 第4 議案第5号 北方町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例制定について  
(総務教育常任委員長報告)
- 第5 議案第6号 北方町公告式条例の一部を改正する条例制定について  
(総務教育常任委員長報告)
- 第6 議案第7号 北方町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例制定について  
(総務教育常任委員長報告)
- 第7 議案第8号 北方町行政不服審査会条例制定について  
(総務教育常任委員長報告)
- 第8 議案第9号 北方町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について  
(総務教育常任委員長報告)
- 第9 議案第10号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定について  
(総務教育常任委員長報告)
- 第10 議案第11号 北方町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について  
(総務教育常任委員長報告)
- 第11 議案第12号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定について  
(総務教育常任委員長報告)
- 第12 議案第13号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
(総務教育常任委員長報告)
- 第13 議案第14号 北方町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について  
(総務教育常任委員長報告)
- 第14 議案第15号 北方町教育委員会教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関する条例制定について  
(総務教育常任委員長報告)
- 第15 議案第16号 北方町防災公園設置条例の一部を改正する条例について  
(厚生都市常任委員長報告)
- 第16 議案第17号 北方町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
(総務教育常任委員長報告)
- 第17 議案第18号 北方町道路線の認定について  
(厚生都市常任委員長報告)
- 第18 議案第19号 平成27年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについて

- (各常任委員長報告)
- 第19 議案第20号 平成27年度北方町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を定めるについて  
(厚生都市常任委員長報告)
- 第20 議案第21号 平成28年度北方町一般会計予算を定めるについて (各常任委員長報告)
- 第21 議案第22号 平成28年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについて  
(厚生都市常任委員長報告)
- 第22 議案第23号 平成28年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについて  
(厚生都市常任委員長報告)
- 第23 議案第24号 平成28年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについて  
(厚生都市常任委員長報告)
- 第24 議案第25号 平成28年度北方町上水道事業会計予算を定めるについて  
(厚生都市常任委員長報告)

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第24まで

### 出席議員 (10名)

1番	村 木 俊 文	2番	松 野 由 文
3番	三 浦 元 嗣	4番	杉 本 真由美
5番	安 藤 哲 雄	6番	安 藤 巖
7番	鈴 木 浩 之	8番	安 藤 浩 孝
9番	戸 部 哲 哉	10番	井 野 勝 巳

### 欠席議員 (なし)

### 説明のため出席した者の職氏名

副 町 長 (町長職務代理者)	奥 田 克 彦	総 務 課 長	奥 村 英 人
防災安全課長	後 藤 博	税 務 課 長	加 藤 章 司
教 育 課 長	有 里 弘 幸	住 民 保 険 課 長	臼 井 誠
福祉健康課長	林 賢 二	健康づくり担当課長	大 塚 誠 代
上下水道課長	川 瀬 豊	都 市 環 境 課 技 術 調 整 監	窪 田 吉 泰
都市環境課長	山 田 潤	会 計 室 長	松 井 敦

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長 安藤 ひとみ  
議会書記 堀 創二郎

議会書記 山田 彰紀

○議長（戸部哲哉君） 皆さん、おはようございます。

ここ数日と打って変わって、きょうは少し肌寒い日となりました。また、雨も降って足元の悪い中でございますけれども、全員の皆さんに御出席をいただいて、最終日ということで御審議をしていただくということでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

ただいまから平成28年第2回北方町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（戸部哲哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、6番 安藤巖君及び7番 鈴木浩之君を指名します。

---

### 日程第2 承認第1号から日程第17 議案第18号まで

○議長（戸部哲哉君） 日程第2、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（北方町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例）から日程第17、議案第18号 北方町道路線の認定についてまでを一括議題とします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

安藤巖君。

○総務教育常任委員長（安藤 巖君） おはようございます。

総務教育常任委員会に付託されました案件につきまして、去る3月7日に委員会を開催し、審査をいたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（北方町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例）についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度北方町一般会計補正予算（第5号））についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号 北方町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

今後の町名・番地変更に関して質疑があり、地域住民の意向や、今後実施予定の地籍調査を行う際にあわせて検討したい旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号 北方町公告式条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第7号 北方町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号 北方町行政不服審査会条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号 北方町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号 北方町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定についてであります。

教育委員の報酬額改定に関し、毎月報酬を支給すべき性格のものかどうかについて質疑があり、教育委員会の会議は毎月定例的に開催されているほか、さまざまな行事に出席しているという状況に鑑み、以前に報酬を審議したところ、日額報酬での支給を試算すると経費が増大するため、月額報酬になったものであるとの旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略して、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

職員の給与について、年功序列ではなく能力に応じた昇給制度の導入に関して質疑があり、今後、既に実施している勤務評定の結果等に基づく職員の能力に応じた昇給制度の導入を検討していく旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略して、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号 北方町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号 北方町教育委員会教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号 北方町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

消防団員の定員確保に関して質疑があり、地域の消防力確保のため消防団の重要性は認識して

おり、定員確保のため機能別消防団員制度の導入なども研究していきたい旨の答弁がありました。  
以上、御報告申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

安藤浩孝君。

○厚生都市常任委員長（安藤浩孝君） 命により、私ども厚生都市常任委員会に付託されました案件について、去る3月4日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第16号 北方町防災公園設置条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 北方町道路線の認定についてであります。

行きどまり道路の認定事例の今後の見通しについて質疑があり、小規模開発では、認定基準に適合した行きどまり道路を築造する案件があるため、今後も発生する旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 以上で常任委員長の報告を終わります。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（北方町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例）の委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから承認第1号を採決します。

承認第1号は、委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は委員長の報告のとおり承認することに決定しました。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度北方町一般会計補正予算（第5号））の委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから承認第2号を採決します。

承認第2号は、委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は委員長の報告のとおり承認することに決定しました。

議案第5号 北方町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

議案第5号に対する委員長の報告は可決です。議案第5号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第6号 北方町公告式条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

議案第6号に対する委員長の報告は可決です。議案第6号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第7号 北方町情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

議案第7号に対する委員長の報告は可決です。議案第7号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号 北方町行政不服審査会条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

議案第8号に対する委員長の報告は可決です。議案第8号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号 北方町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決します。

議案第9号に対する委員長の報告は可決です。議案第9号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

議案第10号に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第11号 北方町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決します。

議案第11号に対する委員長の報告は可決です。議案第11号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第12号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。



[挙手する者なし]

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

三浦君。

○3番（三浦元嗣君） この問題に関しまして、先日も述べておりましたけれども、町長、副町長の給与の引き上げについてであります。

この金額は、10年前の引き下げられたときの金額に戻す金額ということをお伺いしていますけれども、ただ、この間の世の中の動きを考えてみますと、例えば労働者の給料は、10年前におよそ年俸で444万円であったものが、現在は413万円、約7%、平均の給与が下がっています。また、公務員にあっては、平成14年の人勧はマイナス2.03%、平成15年がマイナス1.07%、16年なし、17年マイナス0.36%、18年なし、19年プラス0.35%、20年なし、21年マイナス0.22%、22年マイナス0.19%、23年マイナス0.23%、24、25がなし。それ以降ちょっと資料がございませんので。この間のこの10年ぐらいの流れを見てみますと、一般の民間の労働者はもちろん、公務員に対しても給与の引き下げが行われています。したがって、町長、副町長の給与を10年前の状態に戻すという点について、それではちょっとまずいのではないかと私は思うところです。

もちろん、町長、副町長の給与の引き上げについて、この間、アベノミクスで物価が上昇し、またこの2年間は、民間の給与においてベースアップが行われています。そして、この後出てくると思いますが、北方町の役場の職員の皆さんの給与の引き上げも約0.4%だというふうにお聞きしておりますので、引き上げをされるということについて異論はありませんが、ただこの金額にするということについては、余りにも一気に変えられるのではないかと考えています。

また、もう1つのこの給料の問題での観点、私たち議員、あるいは町長、副町長のような特別職の給料につきまして、どのような考え方で決めるべきなのかわかりませんが、ただ基本的には、町民の皆さんの税金で御負担いただくことですので、町の人口規模を考慮した給料になるべきではないかというふうに思っています。ちなみに、北方町の人口は、岐阜県下42市町村の中で30位であります。我々議員の給料はといいますと、計算してみますと30位でした。町長の給与はというと、32位でした。ですから、明らかに町長は他市町と比べて低いというふうに思われますので、先ほども申しましたが、何らかの引き上げは必要かと思えます。しかし、実際にこの10年前の状況に戻すというような引き上げを行いますと、一気に県下では22位の給料に上がってしまいます。ちょっとそこまでは行き過ぎではないかと思って、この点について反対をいたします。以上です。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

[「終結」の声あり]

○議長（戸部哲哉君） 討論を終わります。

これから採決をします。

議案第12号に対する委員長の報告は可決です。議案第12号は、委員長の報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立願います。

〔起立9名〕

○議長（戸部哲哉君） 起立多数です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第13号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決します。

議案第13号に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号 北方町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決します。

議案第14号に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号 北方町教育委員会教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決します。

議案第15号に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第16号 北方町防災公園設置条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、

質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決します。

議案第16号に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号 北方町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決します。

議案第17号に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第18号 北方町道路線の認定について委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決します。

議案第18号に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第18 議案第19号及び日程第19 議案第20号

○議長（戸部哲哉君） 日程第18、議案第19号 平成27年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについて及び日程第19、議案第20号 平成27年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについての2議案を一括議題とします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務教育常任委員長の登壇を求めます。

安藤巖君。

○総務教育常任委員長（安藤 巖君） 御報告申し上げます。

私ども総務教育常任委員会に付託されました議案第19号 平成27年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについての関係部分についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

安藤浩孝君。

○厚生都市常任委員長（安藤浩孝君） 私ども厚生都市常任委員会に付託されました議案第19号

平成27年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについての関係部分について、御報告申し上げます。

歳出について、地域型保育給付負担金の減額について質疑があり、平成27年4月に認可した保育施設に通う乳児の給付負担金について、19人の定員のうち、当初10人分予算化していたものが、結果7人であったため3人分減額し、また補正金額が600万円の減額となったのは、年齢ごとで負担金は異なるが、ゼロ歳児の負担金が高額になるとの旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第20号 平成27年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

歳入の一般会計、保険基盤安定繰入金を増額について質疑があり、国は各保険者に対して全体で1,700億円が配分され、国・県・町の負担合計金額を補正予算計上している旨の答弁がありました。

また、今回の国の措置に伴い、低所得者対策として何らかの予算計上をしているか質疑があり、今回の措置は保険税率の抑制を図る目的の交付であり、低所得者対策に限定した予算計上はしていない旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 以上で各常任委員長の報告を終わります。

議案第19号 平成27年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決します。

議案第19号に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号 平成27年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決します。

議案第20号に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第20 議案第21号

○議長（戸部哲哉君） 日程第20、議案第21号 平成28年度北方町一般会計予算を定めるについてを議題とします。

本件についての各常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

安藤巖君。

○総務教育常任委員長（安藤 巖君） 御報告します。

私ども総務教育常任委員会に付託されました議案第21号 平成28年度北方町一般会計予算を定めるについての関係部分についてであります。

最初に、歳入に関して、ふるさと寄附金の今後の方針について質疑があり、これまでは室戸町長の方針で、過剰なお礼品を提供してまで寄附を募るようなことはしていなかったが、今後は新町長及び議員の皆さんとともに協議しながら、他市町の事例等を参考に研究したい旨の答弁がありました。

続いて、歳出であります。

総務費に関し、各種イベントの集約等について質疑があり、平成28年度のふれあいまつりに関して、1日の開催に集約してはどうかと提案があったが、雨天の場合に売り上げが確保できないとの理由で見送られたいきさつがある。今後は、イベントを始めたもともとの意義も再確認して、本来あるべき方式を検討していきたい旨の答弁がありました。

次に、旧庁舎の利活用について質疑があり、今現在は決定していないが、28年度中には利用方法を決定したい旨の答弁がありました。

次に、土地の借り上げ料が減額なっていることについて質疑があり、生涯学習センターの県借

り上げ部分の面積が減少したことによる減額が主な理由である旨の答弁がありました。

次に、高屋地区の事故多発交差点の交通安全対策について質疑があり、一旦停止の補助看板の設置について、現在、警察に要望をしているが、設置時期が不明なこともあり、町の予算による設置も検討したい旨の答弁がありました。

次に、労働費に関して、働く婦人の家及び勤労青少年ホームの築年数について質疑があり、働く婦人の家は築32年、勤労青少年ホームは築28年であり、今後の維持補修を含めた施設管理計画をしっかりと行いたい旨の答弁がありました。

次に、商工費に関し、商工会に対する補助金の内容について質疑があり、各種事業活動補助金は夏や年末等の大売り出し等に要する経費、経営改善普及事業補助金は指導員等の人件費に要する経費である旨の答弁がありました。

次に、消防費に関し、防災訓練の実施方法や地震に伴う火災などの災害対策等について質疑があり、防災訓練は、これまでの反省を生かしつつ、自治会ごとに必要な訓練を計画して行ってもらう方式を検討している。また、災害時の弱者対策や空き家問題なども重視しつつ、対策を検討していきたい旨の答弁がありました。

次に、教育費に関し、生涯学習センター費の各種イベント委託料についての質疑があり、平成28年度の各種イベントの開催予定等に係る現時点における計画について答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論を省略し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

安藤浩孝君。

○厚生都市常任委員長（安藤浩孝君） 私ども厚生都市常任委員会に付託されました議案第21号平成28年度北方町一般会計予算を定めるについての関係部分について、御報告申し上げます。

最初に、歳入に関し、デイサービスセンター支給限度額超過分個人使用料について、使用料の内容の質疑があり、デイサービスセンター円苑の利用者の介護保険支給限度額を超えて利用した個人使用料であり、また算定については、例年の利用状況を鑑みた算定である旨の答弁がありました。

続いて、歳出について、社会保障・税番号制度対応システム運用テスト委託料の内容と、個人番号カードの交付申請者の交付の遅延理由について質疑があり、委託料は、各市町村と国の出先機関とを結ぶ中間サーバーとの接続テスト費用である旨の答弁がありました。また、遅延の理由は、町に送付された個人番号カードは、システム事前登録事務を行い、町民の方に来庁依頼通知を送付しているが、全国一斉に登録事務などを行うため通信障害が発生し、登録事務が進んでいない。国では、サーバーを3台増設し対策しているが、改善されていない状況にある旨の答弁がありました。

また、国への改善要求について質疑があり、県を通して国へ対策を講じるよう要望する旨の答弁がありました。

次に、障害者地域生活支援事業（日常生活用具など）の自動車運転免許取得などの事業内容と今後の申請見込みについて質疑があり、自動車学校での免許取得費用で10万円補助がされることと、今後も申請がふえる見込みである旨の答弁がありました。

次に、成年後見申請費用など助成事業の助成内容について質疑があり、町長に後見人の申し立てがあった場合に、弁護士などに依頼する報償金である旨の答弁がありました。

次に、緊急通報用電話機の設置について、国庫補助事業であるのかと、対象者の基準緩和についての質疑があり、町単独事業であることと、基準緩和については現在のところ考えていない旨の答弁がありました。

次に、臨時福祉給付金等事業について、3年目の事業となるが、過去の給付実績と未申請者への再案内についての質疑があり、平成26年度の実績報告と、未申請者に対して2回目の案内をしている旨の答弁がありました。

次に、障害児通所給付について、今後増加が見込まれるが、その対策はあるのかとの質疑があり、民間参入によるサービスが充実してきていることや、対象となる児童数がふえてきていることもあり、利用が当分ふえてくる旨の答弁がありました。

次に、未熟児で生まれた場合の補助についての質疑があり、養育医療給付金があることと、給付状況については、対象児の状況によって給付額にばらつきがあることや、乳児医療を利用することで未申請となる旨の答弁がありました。

次に、塵芥処理費では、指定ごみ袋バーコード登録手数料についての質疑があり、事業所ごとの登録となり、3年ごとに更新手続が必要な旨の答弁がありました。

次に、塵芥処理収集委託料についての質疑があり、委託事業者からの3年ごとの値上げ交渉に対し、平成16年度以降12年間、現行のまま維持してきたが、今回は景気回復や他市町の状況も確認し、やむを得ず増額したことや、ガラス収集委託料については、委託事業者が異なるため、委託料の変更がない旨の答弁がありました。

次に、農業振興費では、有害鳥獣駆除委託料について質疑があり、主にヌートリアの駆除を本巣郡猟友会に委託している旨の答弁がありました。

次に、6次産業化推進会議運営支援業務の内容について質疑があり、委託料については、新年度開催予定の6次産業化推進協議会、10回開催分の資料作成など、会議運営支援業務である旨の答弁があり、今回の補正予算（第6号）でも要望しており、財源となる地方創生加速化交付金が採択されれば、補正予算で執行することや、会議の構成員については、新年度に検討する旨の答弁がありました。

次に、席田井水の負担金について質疑があり、山口頭首工改修に向けて調査が行われており、現在は県の負担である旨の答弁があり、集落活動促進事業補助金で支出している負担金は、地下水かんがいエリアの除外により、前年度予算より100万円ほど減額している旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決

しました。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 以上で各常任委員長の報告を終わります。

議案第21号 平成28年度北方町一般会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

鈴木君。

○7番（鈴木浩之君） 総務教育常任委員長の御報告の中で、1点だけちょっと確認させていただきたいと思います。

高屋地域における交通事故の対策という御報告がありました。その中で、北方警察署への要望をされているというお話でしたが、それに続いて、北方警察のほうでできなければ、町の予算を使って設置をするというお話をされたと思うんですが、予算書の41ページのどこの項目にその予算は出てくるのかだけ確認をさせてください。

○議長（戸部哲哉君） 安藤巖君。

○総務教育常任委員長（安藤 巖君） その予算は計上してありません。以上です。

○議長（戸部哲哉君） 鈴木君。

○7番（鈴木浩之君） 計上してないんですね。ということは、今後という理解でよろしいわけですね。はい、わかりました。

○議長（戸部哲哉君） ほかによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 討論を省略します。

これから採決します。

議案第21号に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第21 議案第22号から日程第24 議案第25号まで

○議長（戸部哲哉君） 日程第21、議案第22号 平成28年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについてから日程第24、議案第25号 平成28年度北方町上水道事業会計予算を定めるについてまでの4議案を一括議題とします。

付託しました案件について、厚生都市常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求め



ます。

厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

安藤浩孝君。

○厚生都市常任委員長（安藤浩孝君） 私ども厚生都市常任委員会に付託されました議案第22号平成28年度北方町国民健康保険特別会計を定めるについてであります。

歳入に関して、保険基盤安定繰入金の算定根拠について質疑があり、平成28年度に地方税法の改正により保険税の賦課限度額の増額変更、低所得者軽減判定所得の拡充をされる予定である。この改正を見込み、保険基盤安定繰入金額を計上している旨の答弁がありました。

また、低所得者対策として、軽減が拡大されている部分が予算に反映されているか質疑があり、国民健康保険予算は、必要な給付費等から国の交付金等を差し引いた額を保険税として賦課する。この基盤安定繰入金の増額により、保険税率の抑制に効果がある旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 平成28年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについてであります。

質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号 平成28年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについてであります。

公共下水道費の処理場耐震診断委託料について、診断する箇所について質疑があり、処理場機械棟及び地下施設の診断を行う旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号 平成28年度北方町上水道事業会計予算を定めるについてであります。

質疑、討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 以上で常任委員長の報告を終わります。

議案第22号 平成28年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決します。

議案第22号に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第23号 平成28年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決します。

議案第23号に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第24号 平成28年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決します。

議案第24号に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第25号 平成28年度北方町上水道事業会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑、討論を省略します。

これから採決します。

議案第25号に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、本会議に提出されました案件は全て終了しましたので、副町長より挨拶を受けたいと思います。

○副町長（町長職務代理者）（奥田克彦君） それでは、亡くなられた室戸町長にかわり、一言御挨拶を申し上げます。

平成28年第2回北方町議会定例会が本日閉会の日を迎えることができましたことに加えて、御

審議いただきました全案件が、提案させていただきましたとおりにお認めをいただきました。まずもってお礼を申し上げます。

特に、室戸町長が亡くなる前日までに査定を完了させた新年度予算をそのままお認めいただいたということは、議員の皆様方が室戸町長の今までの行政運営、本当にその部分を信頼していただいたあかしだと思っております。

新年度予算の執行に当たっては、慎重の上にも慎重を期して、少しでも経費の削減に努め、新しく決まる新町長とともに新年度の予算を執行してまいりたいと考えておるところでございます。

議員の皆様方におかれましては、今回の特別な定例会、大変な御理解と御協力をいただきましたことに加えまして、今は季節の変わり目でございます。インフルエンザもはやっておると聞いております。議員の皆様方も御自愛いただきまして、御活躍をいただきますとともに、今までどおりの御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、お礼の言葉にかえさせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（戸部哲哉君） 本定例会に付された事件は全て終了しました。

平成28年第2回北方町議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

閉会 午前10時27分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成28年3月9日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員